

改正

令和2年7月17日告示第419号

盛岡市新型コロナウイルス感染症関係事業主雇用継続支援金支給要綱

(目的)

第1 この告示は、新型コロナウイルス感染症関係事業主のうち、休業手当に係る雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金の支給の決定を受けた者に対し、予算の範囲内で雇用継続支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、中小企業事業主（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「省令」という。）第102条の3第1項第2号イ(5)に規定する中小企業事業主をいう。以下同じ。）による雇用の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症関係事業主 省令附則第15条の4の3第1項に規定する新型コロナウイルス感染症関係事業主であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 市の区域内に事業所を有する者
 - イ 省令第141条第1項の規定により事業所を設置した旨の届書を盛岡公共職業安定所長に提出した者
 - ウ 中小企業事業主
 - エ 市税を滞納していない者
- (2) 休業手当 省令第102条の3第1項第2号イに規定する休業に係る手当をいう。
- (3) 雇用調整助成金 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項並びに省令第102条の2及び第102条の3の規定により支給される雇用調整助成金（その額が、省令附則第15条の4の3第5項の規定により読み替えられた同条第4項に規定する額であるものに限る。）をいう。
- (4) 緊急雇用安定助成金 緊急雇用安定助成金支給要領（令和2年3月10日付け職発0310第2号厚生労働省職業安定局長通知）の規定により支給される緊急雇用安定助成金（その額が、同要領1205ハの規定により読み替えられた同要領0402ロの規定により算定された額であるものに限る。）をいう。

(支給金額)

第3 支援金の額は、新型コロナウイルス感染症関係事業主が支給の決定を受けた雇用調整助成金の額（休業手当に係る部分の額に限る。）及び緊急雇用安定助成金の額を合計した額の10分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が30万円を超えるときは、30万円を限度とする。

(支給の申請)

第4 支援金の申請をする新型コロナウイルス感染症関係事業主は、盛岡市新型コロナウイルス感染症関係事業主雇用継続支援金支給申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからウまでに定める書類

ア 雇用調整助成金のみの支給の決定を受けた者 次に掲げる書類（雇用調整助成金支給申請書（小規模事業主用様式）の写しを添付する者にあつては、(イ)に掲げる書類を除く。）

(ア) 雇用調整助成金（休業等）支給申請書又は雇用調整助成金支給申請書（小規模事業主用様式）の写し

(イ) 雇用調整助成金助成額算定書（新型コロナウイルス感染症関係）の写し

(ウ) 雇用調整助成金支給決定通知書の写し

イ 緊急雇用安定助成金のみの支給の決定を受けた者 次に掲げる書類（緊急雇用安定助成金支給申請書（小規模事業主用様式）の写しを添付する者にあつては、(イ)に掲げる書類を除く。）

(ア) 緊急雇用安定助成金支給申請書又は緊急雇用安定助成金支給申請書（小規模事業主用様式）の写し

(イ) 緊急雇用安定助成金助成額算定書の写し

(ウ) 緊急雇用安定助成金支給決定通知書の写し

ウ 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の双方の支給の決定を受けた者 次に掲げる書類（雇用調整助成金支給申請書（小規模事業主用様式）の写しを添付する者にあつては(イ)に掲げる書類を、緊急雇用安定助成金支給申請書（小規模事業主用様式）の写しを添付する者にあつては(ウ)に掲げる書類を除く。）

(ア) ア(ア)及びイ(ア)に掲げる書類

(イ) ア(イ)に掲げる書類

(ウ) イ(イ)に掲げる書類

(エ) ア(ウ)及びイ(ウ)に掲げる書類

(2) 前年度分の市税を滞納していないことを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支給決定の通知)

第5 市長は、申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、支援金を支給することが適当と認めるときは、盛岡市新型コロナウイルス感染症関係事業主雇用継続支援金支給決定通知書により当該申請書を提出した新型コロナウイルス感染症関係事業主に通知するものとする。

(支援金の支給)

第6 市長は、支援金の支給を決定した新型コロナウイルス感染症関係事業主に対しては、当該支

給に係る申請のあった日から3月以内に支援金の支給を行うものとする。

(報告及び立入調査)

第7 市長は、必要があると認めたときは、支援金を支給した新型コロナウイルス感染症関係事業主に対し、報告及び立入調査への協力を求めることがある。

(支援金の返還)

第8 市長は、支援金の支給を受けた新型コロナウイルス感染症関係事業主が次に掲げる場合に該当したときは、当該各号に定める額の支援金の返還を求めるものとする。ただし、倒産、災害等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合又は雇用調整助成金若しくは緊急雇用安定助成金の支給の決定を取り消された場合 支援金の全額

(2) 雇用調整助成金の額又は緊急雇用安定助成金の額が減額された場合 支給を受けた支援金の額と減額された雇用調整助成金の額又は緊急雇用安定助成金の額に基づく支援金の額との差額

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、支援金の支給に必要な事項は、市長が定める。

改正文(令和2年告示第419号抄)

令和2年7月17日から施行する。